

茨木市参加意思確認公募手続実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市(以下「市」という。)が発注しようとする物品購入又は業務委託等の事業(建設工事及び建設コンサルタント業務を除く。以下同じ。)において、参加意思確認公募手続(以下「確認公募」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この確認公募は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定の者(以下「特定者」という。)と随意契約を締結しようとするときに、その唯一性を確認したい場合において、当該物品又は業務委託等の事業の仕様等の内容を明らかにした上で他の参加者の参加意思の有無を公募により確認し、契約手続における透明性及び競争性を確保することを目的とする。

(特定者の選定)

第3 確認公募を実施するに際し、市長は、当該物品又は業務委託等の事業の特殊性等を総合的に勘案し、当該物品の調達又は業務等の事業の履行が可能な特定者を予め選定するものとする。

2 前項の規定により選定した特定者に対し、市長は、確認公募を実施する旨及び当該確認公募において特定者とする旨を予め通知するものとする。

(特定者に求める要件)

第4 この確認公募における特定者に求める要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市の物品等の入札参加資格審査申請書を提出し、茨木市物品等入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間が、茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)若しくは茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成25年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし更生計画又は再生計画の認可決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

(参加意思確認申請)

第5 市長は、特定者を除く当該物品購入又は業務委託等の事業の参加者の有無を確認するため、応募要件を定めた上で、参加希望者を公募により募集し、当該物品購入又は業務委託等の事業における入札等への参加意思及び当該物品の調達又は業務等の事業の履行に必要な要件を満たすことを確認する書類の提出を求めるものとする。

(応募要件)

第6 確認公募において参加希望者に求める応募要件は第4各号に掲げる要件を満たす者とする。

2 市長は、前項のほか物品又は業務等の事業の性質等に応じて、次の各号に掲げる事項を応募要件として定めることができるものとする。

(1) 官公庁における一定の基準を満たす同種、同等の物品の納入又は業務等の事業の履行実績

(2) その他当該物品の調達又は業務等の事業の履行に必要と認める事項

(公示)

第7 市長は、確認公募を実施しようとする場合においては、次の各号に掲げる事項を含む公示を行うものとする。

(1) 確認公募の趣旨、目的

(2) 件名

(3) 購入する物品又は業務委託等の事業の仕様

(4) 第6に定める応募要件

(5) 特定者の所在地、商号又は名称

(6) 当該物品の調達又は業務等の事業の履行に必要な要件を満たすことを確認するための書類（以下「参加申請書」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法

(7) 前条に定める応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、随意契約手続に移行すること。

(8) 第6に定める応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該応募者による競争となること。

(9) 前各号に定める事項のほか、当該確認公募に関する質疑の提出方法、提出期間及び当該質疑に対する回答期日、方法等

(10) 参加申請書の提出方法、提出場所等

(11) その他市長が必要と認める事項

2 前項の公示は、市ホームページへの掲載及び市役所前の掲示場への掲示により行うものとする。

(参加申請書の提出)

- 第8 参加希望者は、所定の期限までに、第7に定める公示に基づき作成した参加申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 参加申請書の提出期限は、原則として公示日の日から起算して6日以上(土日、祝日を除く。)経過した日とする。
 - 3 申請書の提出は、持参によるものとする。

(参加申請書の審査)

- 第9 市長は、参加希望者から参加申請書が提出された場合においては、参加申請書の提出期限日から起算して10日以内(土日、祝日を除く。)に、参加希望者が第6で定める応募要件を満たすかについて審査を行うものとする。
- 2 市長は、必要に応じ参加希望者に対して、応募要件について審査するためにヒアリングの実施や応募要件の充足を証する書類の追加提出を求めることができる。

(審査結果の通知)

- 第10 市長は、第9の審査結果を参加希望者に対して、書面で通知する。また、応募要件を満たさなかった者には、要件を満たさない旨及び理由を書面により通知するものとする。

(応募要件を満たさなかった者に対する理由説明)

- 第11 応募要件を満たさなかった者は、市長に対し書面によりその理由について説明を求めることができる。なお、その期間は第10の通知を受けた日の翌日から起算して7日間(土日、祝日を除く。)とする。
- 2 市長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められた場合においては、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内(土日、祝日を除く。)に書面により回答するものとする。

(契約者決定方法)

- 第12 市長は、応募要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び応募要件を満たす者により、競争入札又はその他の競争手続により契約の相手方を決定するものとする。
- 2 市長は、次のいずれかに該当する場合においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定者との随意契約手続に移行するものとする。
 - (1) 第7の公示に定めた期間内に参加申請書の提出者がいない場合
 - (2) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合
 - (3) 提出された申請書の内容に虚偽が判明した場合
 - (4) 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後、契約を締結する前に、応募要件を満たさなくなった場合
 - (5) 参加申請書を提出している者が、申請を取り下げた場合

(結果の公表)

第13 市長は、契約手続前に、参加希望者の有無又は第9の審査結果を公表するものとする。

附 則

この要綱は令和5年2月2日から実施する。

附 則

この要綱は令和6年6月1日から実施する。